

第4 匿名組合 (535条～542条)

匿名組合：当事者の一方が相手方の営業のために出資をなし、その営業からの利益分配を期待する契約(535条)

1、匿名組合の存在意義

「匿名」と名前がついていることからわかるとおり、出資を行う者（匿名組合員）は、**金銭その他の財産のみを目的**(536条1項)とし、**出資した財産は、営業者の財産に属する**(536条1項)。さらに、匿名組合員は、**業務の執行や、営業者の代表はすることができない**(536条2項)。そのため、出資をして利益分配を受けたいが、対外的に自身が営業をしたくなく、共同経営者として名前が出ることを避けたい場合に用いられる。その結果、匿名組合員は、**営業者の行為について、第三者に対して権利及び義務を有しない**(536条4項)。

また、営業者と匿名組合員間での契約であり、民法上の組合のように多数の当事者が存在するわけではない。もちろん、営業者は、複数の匿名組合員と契約を締結することが可能。

2、各種規定

(1)匿名組合員の責任・利益配当請求権の制限 (537条・538条)

・匿名組合員といえども、自己の氏名または商号を営業者の商号として用いることを許諾した場合には、使用以後に生じた債務について、営業者と連帯して弁済する責任を負う(537条)

・出資が損失によって減少した場合は、てん補した後でなければ、利益の配当を請求することができない(538条)

(2)匿名組合員の権利(539条)

・匿名組合員は、**営業年度の終了時に、営業者の営業時間内に**、貸借対照表の閲覧・謄写の請求をすることができる(1項)。

・**重要な事由があるときは、いつでも**、裁判所の許可を得て、業務及び財産の状況を検査することができる(2項)。管轄は、営業者の所在地または住所地(3項)

(3)匿名組合契約の解除(540条)・終了(541条)

ア、解除

・期間を定めなかったとき、当事者の終身の間と定めるときは、各当事者は、**6か月前に予告をした上で、営業年度の終了時**において解除することができる(540条1項)。

・期間を定めたか否かにかかわらず、**やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも**解除をすることができる(540条2項)。

イ、終了事由

・目的である事業の成功又は成功の不能(541条1号)

・**営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと**(541条2号)

⇒匿名組合員の債務は、出資をすることであるため属人性がない債務である。そのため、死亡や後見開始の審判が営業者に生じた場合のみ、終了事由となっている。

・**営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと**(3号)

⇒破産手続開始の決定を受けると、匿名組合員の財産状況に影響があり、出資ができない場合があるため。

ウ、終了後の精算(542条)

匿名組合契約が終了した場合は、出資の価額を匿名組合員に返還しなければならない。もっとも、損失によって減少している場合は、残額を返還すれば足りる。